

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：遺家族等援護費

事業名 恩給援護団体助成補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 管理援護係 電話番号：058-272-1111(内3442)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,854 千円 (前年度予算額： 3,354 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,354	0	0	0	0	0	0	0	3,354
要求額	3,854	0	0	0	0	0	0	0	3,854
決定額	3,854	0	0	0	0	0	0	0	3,854

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

(一財)岐阜県遺族会は、日清戦争から太平洋戦争までの間に、戦地や空襲などによって亡くなられた戦没者の遺族に対する各種相談対応、各種給付金等の手続きの指導・支援、各種戦没者慰霊事業を実施している。

県は、(一財)岐阜県遺族会に対し、同会の運営費及び事業費の一部を助成し、もって県内の戦没者遺族の福祉増進を図る。

(2) 事業内容

(一財)岐阜県遺族会に対し、その運営費及び事業費への補助を実施。

(3) 県負担・補助率の考え方

補助率：定額

考え方：国家としての戦争により亡くなられた戦没者の県内遺族の福祉増進に対する援助として、公的機関である県が予算の範囲内で補助する。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,854	(一財) 岐阜県遺族会の運営費、事業費に対する補助
合計	3,854	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

他県も同様に県遺族会に対し補助を実施

(2) 後年度の財政負担

毎年度、予算の範囲内で補助

(3) 事業主体及びその妥当性

国家としての戦争により亡くなられた戦没者の県内遺族の福祉増進に対する援助として、公的機関である県が予算の範囲内で補助する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	恩給援護団体助成補助金
補助事業者(団体)	(一財)岐阜県遺族会 (理由) 戦没者遺族に対する事業を実施する唯一の団体であるため。
補助事業の概要	(目的) 社会福祉の振興及び旧軍人等の援護 (内容) (一財)岐阜県遺族会の運営費及び事業費の助成 ・戦没者遺族に対する各種相談業務 ・各種給付金等申請手続き指導 ・戦没者慰霊事業
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額) (内容) (理由)
補助効果	(一財)岐阜県遺族会への助成により、遺族会の戦没者遺族に対する支援につなげることができる。
終期の設定	終期 令和5年度 (理由) 平成30年度に事業見直しを行い、5年後の令和5年度を終期に設定

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか (一財)岐阜県遺族会を支援することによって、戦没者遺族の福祉増進を図る。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前(R)	R3年度実績	R4年度目標	R5年度目標	終期目標(R)	達成率
①						
②						

補助金交付実績 (単位:千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	3,354	3,354	3,354

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	(一財)岐阜県遺族会により、戦没者遺族に係る各種相談事務、各種給付金等の手続きの指導・支援、各種戦没者慰霊事業が実施され、遺族の福祉増進が図られている。
令和3年度	(一財)岐阜県遺族会により、戦没者遺族に係る各種相談事務、各種給付金等の手続きの指導・支援、各種戦没者慰霊事業が実施され、遺族の福祉増進が図られている。
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価) 2	国家としての戦争によりなくなられた戦没者の遺族は高齢化が進み、適切な福祉が必要である。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2:期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1:期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0:ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 2	(一財)岐阜県遺族会の活動を支援することにより、遺族会を通じて、戦没者遺族の支援ができており、効果が得られている。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</p>	
(評価) 1	(一財)岐阜県遺族会は戦没者遺族に対する事業を実施する唯一の団体である。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 (一財)岐阜県遺族会による戦没者遺族に対する適切な事業の継続。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 恩給援護団体は、会員の高齢化による会員数の減少により解散し、現在は、(一財)岐阜県遺族会のみとなっているため、県の援護行政を推進する上で、唯一の団体である同会との連携は不可欠である。 また、(一財)岐阜県遺族会には戦没者遺族に対する各種相談業務、各種給付金申請手続き指導、戦没者慰霊事業を実施していただいているが、これらの業務を縮小することは、戦没者遺族への支援の低下につながるため、財政支援の継続が必要。</p>
